

『千葉県バリアフリーマスタープラン（案）に対する意見』及び意見に対する市の考え方

【実施概要】

①募集期間：令和2年12月1日（火）～令和3年1月4日（月）

②募集結果：

| 意見の提出方法 | 人数 | 件数 |
|---------|----|----|
| 電子メール | 3 | 8 |
| 合計 | 3 | 8 |

| No | 頁 | 項目 | 意見概要 | 市の考え方 | 修正 |
|----|-------|---|---|---|----|
| 1 | 32～33 | 第4章 移動等円滑化促進地区の設定 4.2 生活関連施設・生活関連経路の設定 | <p>「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正が昨年末に告示され、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満であって、重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅については、令和7年度までに原則としてバリアフリー化を行うことが明記された。</p> <p>千葉県バリアフリーマスタープラン（案）では、生活関連施設抽出ルールとして、1日当たりの利用者数が3,000人以上とされており、 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正内容に合わせ抽出ルールを変更する考えはあるか。</p> | <p>促進地区のうち事業化が見込まれる地区を重点整備地区として定めていくにあたり、先ずはJR／京成稲毛地区をモデル地区として検討を進めていく考えです。</p> <p>今後、重点整備地区を定めたいくにあたり、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正と整合をとるため、鉄軌道駅の抽出ルールを“乗降客数2,000人以上”に変更します。</p> <p>また、この変更に伴い、バリアフリーマスタープランに示した促進地区内において、以下の鉄軌道駅を生活関連施設として新たに設定するとともに、生活関連経路も合わせて変更します。</p> <p>【追加】京成電鉄：西登戸駅、モノレール：千城台北駅</p> | ○ |

| No | 頁 | 項目 | 意見概要 | 市の考え方 | 修正 |
|----|-------|------------------|---|---|----|
| 2 | 51～99 | 第6章 地区別のバリアフリー方針 | 「歩行環境の向上」、「歩行環境の改善」、「移動の連絡性の向上」、「移動への配慮」、「案内の充実」など、地区の特徴と課題の中でこれらの表現が繰り返し使われているが、仮定としつつ具体的な対応の実例を提示しても良いのではないか。 | <p>p.37の「5.3 バリアフリー化促進に向けた配慮事項」で、公共交通、道路、交通安全、建築物及び都市公園についての具体的な配慮事項を示しています。</p> <p>また、バリアフリーマスタープランでは、各地区の特徴や課題を踏まえ、バリアフリー化を促進するための方針（バリアフリー方針）を掲げています。</p> <p>具体的なバリアフリー対応については、今後、地区別のバリアフリー基本構想の検討において、詳細な調査等を実施するとともに、いただいたご意見等を踏まえ、検討します。</p> | — |
| 3 | | | まち歩きをした結果、見つけた様々な課題（段差や点字ブロック等のハードウェア的なものや案内関係が不十分な場所等）の写真をマスタープランに掲載しても良いのではないか。（一部の地区で良いので） | <p>p.12～14に、まち歩き点検ワークショップの実施概要と、写真を交えて検証テーマ別に課題整理を掲載しています。</p> <p>また、今後、地区別のバリアフリー基本構想を検討していくにあたり、詳細な調査等を実施するため、まち歩き点検ワークショップを開催する予定です。その際は、個別の課題等の現状や写真等の掲載について検討します。</p> | — |
| 4 | | | マスタープランで言及された各地区の課題というのは、「どこから」、「どのように」整備されるのか。 | <p>具体的なバリアフリー対応については、今後、地区別のバリアフリー基本構想の検討において、詳細な調査等を実施するとともに、いただいたご意見等を踏まえ、検討します。</p> <p>なお、バリアフリーマスタープランで定めた22の促進地区のうち、優先して重点整備地区として検討する地区については、p.34の「4.3 重点整備地区の検討の考え方」に示しています。</p> <p>この考え方に基づき、まずはJR／京成稲毛地区をモデル地区として検討を進め、地区別のバリアフリー基本構想を検討します。検討にあたっては、具体的な整備内容を調整し、バリアフリー化を推進していきます。</p> | — |

| No | 頁 | 項目 | 意見概要 | 市の考え方 | 修正 |
|----|-------|--|--|---|----|
| 5 | | | <p>千葉県バリアフリーマスタープラン（案）では、生活関連施設として多岐にわたる施設が設定されていますが、現時点、閉店や移転しているものが見受けられます。</p> <p>掲載時点が不明ですが、可能な限り最新の情報の元に施設や経路の設定を行う必要があるのではないか。</p> <p>（例）千葉都心地区 三愛記念病院（移転）など</p> | <p>令和3年1月1日時点の状況を反映します。</p> <p>なお、変更箇所は別紙「マスタープラン変更箇所一覧」のとおりです。</p> | ○ |
| 6 | 71～72 | <p>第6章 地区別のバリアフリー方針</p> <p>9 JR 鎌取地区</p> | <p>下総精神医療センター他2病院があり広域から患者が集まるがバスの本数も多く、歩く人はほとんど見かけない。また病院によっては専用バスを走らせている。したがってこの計画で無理に取り上げないほうが良いと考える。</p> | <p>今後、地区別のバリアフリー基本構想を検討していく中で、詳細な調査等を実施するにあたり、参考とさせていただきます。</p> | — |
| 7 | | | <p>鎌取駅南口駅前道路のイオンスタイル直近側の部分に、少し凹ませ一時停車可とし高齢者・身障者専用乗降場に活用して欲しい。</p> <p>反対側の駅側道路には臨時バス停車可とし、市原市内の高校・大学やゴルフ場・工場の迎用とし停止場とし公認して駅広の車の流れを補完して欲しい。</p> | <p>今回の「千葉県バリアフリーマスタープラン（案）」に関わる内容ではありませんが、今後、地区別のバリアフリー基本構想を検討していくにあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、いただきましたご意見については、事業者に伝えていきます。</p> | — |

| No | 頁 | 項目 | 意見概要 | 市の考え方 | 修正 |
|----|-------|----|--|---|----|
| 8 | 71~72 | | <p>泉谷公園の特性を生かした活用が望まれる。この公園は 多機能トイレや身障者用駐車場もあるので、他区からも高齢者や、写真撮影を目的の人が訪れる。</p> <p>高齢者の体力維持はコミュニティ活動や適度な軽作業が良いと言われており、具体策としては、「泉谷公園パークマネジメント」活動で、都市景観を醸成する植物園的公園の維持活動をするべく公園事務所と話し合いを続けている。この活動の参加をきっかけに「心のバリアフリー意識」が多方面の人々に芽生えてくることを願っています。</p> | <p>今回の「千葉県バリアフリーマスタープラン（案）」に関わる内容ではありませんが、公園の活用方法及びバリアフリー意識の醸成について、今後の参考とさせていただきます。</p> | — |

マスタープラン（案）変更箇所一覧

| No. | パブコメ該当頁 | 修正後頁 | 変更箇所 | 変更理由 |
|-----|---------|-------|---|---|
| 1 | 6 | 6～7 | 表3 各施設等の移動等円滑化の目標を更新。 | 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正が昨年末に告示されたため。 |
| 2 | 8 | 9 | 検討の流れを令和2年度の実施内容に合わせ修正。 | 予定と実施内容に差異があったため。 |
| 3 | 33 | 34 | 鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）に変更。 | 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の一部改正が昨年末に告示されたため。 |
| 4 | 51 | 52 | 生活関連施設の抽出時点(令和3年1月1日時点)を追記。 | 生活関連施設の抽出時点を明確にするため。 |
| 5 | 60～61 | 61～62 | 「5.JR 西千葉、京成みどり台地区」の生活関連施設に、「京成西登戸駅」を追加。 | 生活関連施設抽出ルールのうち、鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）に該当するため。 |
| 6 | 62～65 | 63～66 | 「6.千葉都心地区」の生活関連施設に、「千葉みなとりハビリテーション病院」を追加。 | 生活関連施設抽出ルールのうち、病院（病床数 20 床以上）に該当するため。 |
| 7 | 62～65 | 63～66 | 「6.千葉都心地区」の生活関連施設から、「ホテルニューツカモト」を削除。 | 閉業したため。 |
| 8 | 62～65 | 63～66 | 「6.千葉都心地区」の生活関連施設に、「ホテルテトラ千葉みなと駅前」を追加。 | ホテルニューツカモト跡に開業。 生活関連施設抽出ルールのうち、客室数 50 以上のホテルであるため。 |
| 9 | 62～65 | 63～66 | 「6.千葉都心地区」の生活関連施設のうち、三愛記念病院の施設位置及び経路の修正。 | 移転したため。 |
| 10 | 79～80 | 80～81 | 「13.JR 検見川浜地区」の生活関連施設から、「東京歯科大学千葉歯科医療センター」を削除。合わせて、「■地区の特徴と課題」の文章中から削除。 | 施設規模が縮小し、生活関連施設抽出ルールに該当しないため。 |
| 11 | 85～86 | 86～87 | 「16.モノレール千城台地区」の生活関連施設に、「モノレール千城台北駅」を追加。 | 生活関連施設抽出ルールのうち、鉄軌道駅（乗降客数 2,000 人以上）に該当するため。 |